

可茂特別支援学校いじめ防止基本方針（案）

平成 29 年 4 月

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 <法：第 2 条>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・携帯電話やパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

(3) 学校姿勢

- ・障がい状況等に応じたあらゆる場面を想定し、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を児童生徒一人一人に徹底する。
- ・児童生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・保護者との連携を密にとり、児童生徒の細かな様子の変化を逃さないよう努める。
- ・学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対応マニュアル』を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画により適切な対応を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織 * 必置 <法：第 2 2 条>

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

〔組織の名称〕 いじめ防止対策組織「いじめ防止等対策委員会」

〔組織の構成員〕

- ・学校関係者（校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、人権教育担当者等）
- ・第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表）

* その他、必要に応じて弁護士、精神科医、社会福祉士、警察OB、生徒代表等に依頼する。

〔組織の運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として委員会を組織する。
- ・年2回(5月と2月)いじめ防止等対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る(PDCAサイクル)。

(2) 学校の具体的取組

- ・情報の報告・連絡・相談体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的(6月、11月、2月)に「いじめ実態調査」(生活実態調査や迷惑調査等)を実施する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。
- ・MSI-ダ-ズ活動等を通じて社会貢献活動参加により社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・児童生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・HR活動、集団活動の工夫により、道徳心や倫理観、コミュニケーション力を育成する。
- ・学校行事における全校及び学年・学級内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・社会体験学習(校外学習、現場実習等)により社会における規律を習得させる。
- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ・児童生徒が自己有用感や自己肯定感を高められるような機会を積極的に設けるように努める。

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	校内いじめ防止職員研修① 情報モラル研修(生徒・保護者)	・学校のいじめ防止基本方針と具体的対応の確認 ・年度初め児童生徒情報交換会 (気にかけてほしい子) ・携帯電話、インターネットの危険に関する講話
5	いじめ防止等対策委員会①	・いじめ防止の年間の取組について検討
6	校内いじめ調査①	・いじめ調査*県調査
7	児童生徒相談(7月上旬) 保護者懇談 全校集会 校内いじめ防止職員研修②	・児童生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止の啓発 ・いじめ対策事例検討(夏季休業中)
8	人権教育職員研修	・発達障害への理解と支援等についての研修会
9	校内いじめ防止職員研修③	・夏季休業明けの児童生徒情報交換会 (気にかけてほしい子)
11	校内いじめ調査②	・いじめ調査*県調査
12	児童生徒相談(12月上旬) ひびきあいの日(人権週間) 保護者懇談	・児童生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・自己有用感を高める教育実践 ・家庭生活の状況確認

	校内いじめ防止職員研修④	・ いじめ対策事例検討
1	校内いじめ防止職員研修⑤	・ 冬季休業明けの児童生徒情報交換会 (気にかけてほしい子)
2	いじめ防止等対策委員会② 校内いじめ調査③	・ いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ・ いじめ、迷惑調査*県調査 ・ 県いじめ調査(1~3月)
3	校内いじめ防止職員研修⑥ 保護者懇談	・ 今年度の反省と来年度に向けての方針 ・ 家庭生活の状況確認

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応 <法：第23条>

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

〔組織の名称〕 いじめ対策組織(いじめ対策委員会)

〔組織の構成員〕

- ・ 校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当者、該当学部教務 学年主任、担任等

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔対応順序〕

- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
 - * 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題解消＝単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、児童生徒の人格成長に主眼をおき、問題再発を防ぐ教育活動を行うこと。

（２）「重大事態」と判断された時の対応 <法：第２８条>

１ 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３ 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

* 留意点

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

〔組織の名称〕 重大事態対策組織（重大事態対策委員会）

〔組織の構成員〕

- ・ 校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当者、教育相談、学年主任、該当学部教務、担任

〔対応順序〕・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳し

い調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・重大事態対策組織(重大事態対策委員会)に必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的事実関係を調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態解決に取り組む。
- ・児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する。)
- ・明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導・支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策会議組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

4 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とする。長期間が必要であると判断される場合は、学校設置者又は学校いじめ対策等委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

5 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報提示を求められたりすることもあることを想定して、児童生徒の個人調査データは、児童生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず

保管するものとする。特に児童生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態等を事前評価する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒支援に積極的に利用する。

(3) 資料の保管

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童生徒が卒業するまでとする。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

いじめ問題に関する学校の取組 ～主な流れ～

岐阜県立可茂特別支援学校

いじめ防止等対策委員会 の設置と学校としての取組の策定

年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人でしない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。
- 共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

いじめ防止等対策委員会 において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)

いじめられた児童生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行う。

いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ防止等対策委員会 における取組の定期的な見直し

早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報道相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上でのいじめ防止等対策会議の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 ☎058-272-1111(内線 3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。